

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
……………(東京消防庁企画調整部企画課)……………一

告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し……………一
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………三
○令和四年漁期におけるかめ漁業の制限措置の内容等……………(産業労働局農林水産部水産課)……………五

告示(教)

○指定納付受託者の指定……………五

公告

○特定非営利活動法人の認定……………五
……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………五
○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………六

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年八月十八日
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百八十号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和四十二年東京都規則第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第九条第二号中「収容されている場合」の下に「同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。
別表第四常時介護を要する状態の項中「七万三千九百円」を「七万五千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)

第九条第二号及び別表第四の規定は、令和四年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る休業補償及び介護補償について適用し、適用日前の期間に係る休業補償及び介護補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)

う。)の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償(適用日から施行日の前日までに係る分に限る。)は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示

●東京都告示第千百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路位置の指定を次のとおり取り消した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和四年七月二十八日	東久留米市八幡町二丁目三百三十二番四の一部	延長 四五・〇〇 幅員 四・〇〇
----------------------	------------	-----------------------	---------------------

●東京都告示第千百六十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

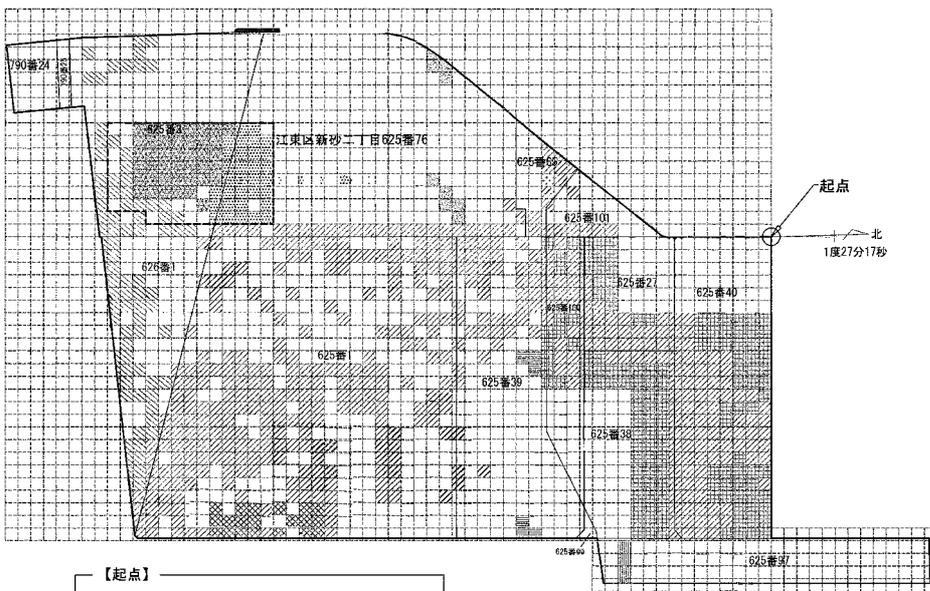
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区新砂二
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域の一部は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別図



- 【凡例】
- 単位区画
 - 敷地境界
 - 調査対象地 (過去に指定された区画を除く範囲)
 - 筆境界
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)
 - 形質変更時要届出区域 (令和3年東京都告示第1462号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第35号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第81号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第676号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第1853号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第975号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】
起点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度 (1度27分17秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百二十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

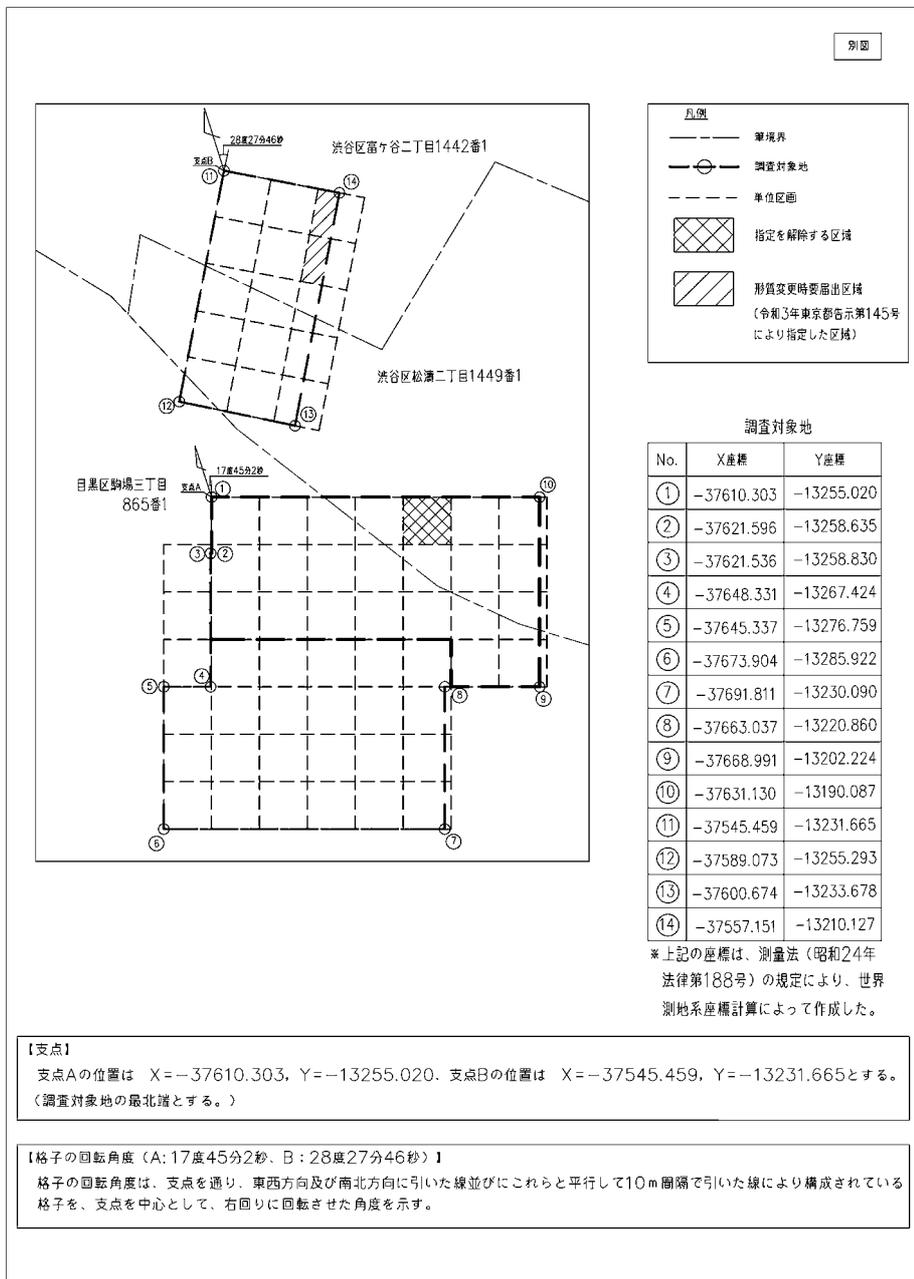
令和四年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区松濤二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千百六十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第二項の規定により、令和三年東京都告示第百四十五号に
より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
とおり告示する。

令和四年八月十八日

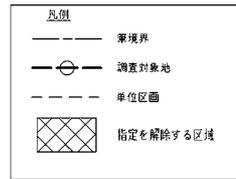
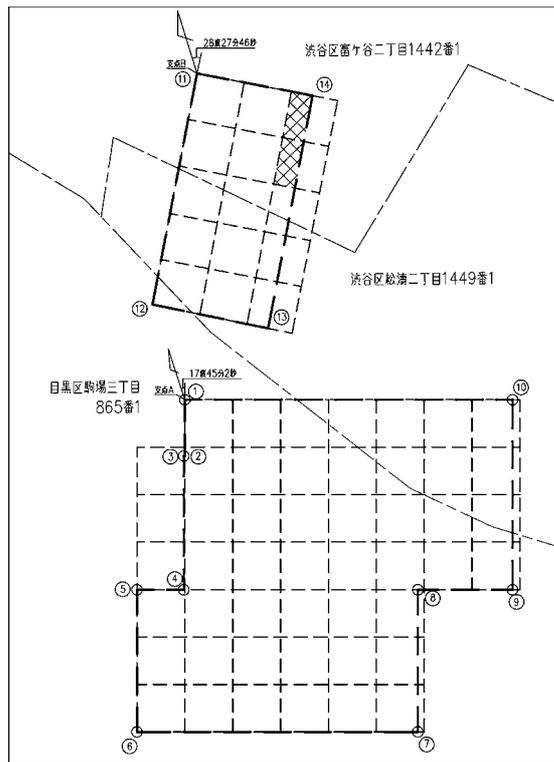
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区富ヶ谷二
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



調査対象地

No.	X座標	Y座標
①	-37610.303	-13255.020
②	-37621.596	-13258.635
③	-37621.536	-13258.830
④	-37648.331	-13267.424
⑤	-37645.337	-13276.759
⑥	-37673.904	-13285.922
⑦	-37691.811	-13230.090
⑧	-37663.037	-13220.860
⑨	-37668.991	-13202.224
⑩	-37631.130	-13190.087
⑪	-37545.459	-13231.665
⑫	-37589.073	-13255.293
⑬	-37600.674	-13233.678
⑭	-37557.151	-13210.127

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】

支点Aの位置は X=-37610.303, Y=-13255.020、支点Bの位置は X=-37545.459, Y=-13231.665とする。
(調査対象地の最北端とする。)

【格子の回転角度(A:17度45分2秒、B:28度27分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条
 において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令
 和四年漁期におけるかめ漁業の制限措置を定めたので、当
 該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を次のとおり
 告示する。

令和四年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 制限措置の内容
別表のとおり

二 許可を申請すべき期間

令和四年八月十八日から同年九月二十日まで

別表

制限措置						
漁業種類	許可をすべき船舶等の数	許可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	操業区域	漁業を営む者の資格
かめ漁業	定めなし	許可証に記載された総トン数	定めなし	周年	八丈島近海漁場（八丈島八丈町及び青ヶ島村地先海面をいう。）	東京都八丈島八丈町に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都八丈島八丈町にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都八丈島八丈町の区域にある者であること。
					小笠原近海漁場（小笠原村地先海面をいう。）	東京都小笠原村に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都小笠原村にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原村の区域にある者であること。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年八月十八日

東京都教育委員会

一 名称

三井住友カード株式会社

二 事務所の所在地

江東区豊洲二丁目二番三十一号S M B C豊洲ビル

三 指定年月日

令和四年七月六日

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 Being ALIVE Japan

an

二 代表者の氏名

北野 華子

三 主たる事務所の所在地

世田谷区深沢二丁目十二番一―二二三号

四 その他の事務所の所在地

世田谷区駒沢公園一番一号 T o t e 駒沢公園三階ル

ーム三〇一

五 認定の有効期間

令和四年六月二十九日から令和九年六月二十八日まで

一 名称

特定非営利活動法人勉強レストランそうなんだ

二 代表者の氏名

福喜多 明子

三 主たる事務所の所在地

北区上中里一丁目三十番一号

四 認定の有効期間

令和四年七月四日から令和九年七月三日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和四年八月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市小中野字子生前百 あきる野市小中野百六十七

七十七番一、同番二の一部、番地

同番三、百七十八番一、同番

二、同番六及び小中野字川端

四百三十四番一

国分寺市内藤二丁目十二番三

十一

立川市泉町九百三十五番地

の二十八

大和ハウス工業株式会社

支配人 稲村 敏伸

清瀬市下宿二丁目五百五十三

番二十九、五百五十六番一及

び五百五十七番一

西東京市北原町三丁目二番

二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

三鷹市牟礼一丁目千百七十二

番一及び千百七十三番

三号

杉並区宮前一丁目十五番十

三番

株式会社ホーク・ワン

代表取締役 菊池 健太

株式会社黒茶屋

代表取締役 高水 謙二

立川市泉町九百三十五番地

の二十八

大和ハウス工業株式会社

支配人 稲村 敏伸

西東京市北原町三丁目二番

二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

三鷹市牟礼一丁目千百七十二

番一及び千百七十三番

三番

杉並区宮前一丁目十五番十

三番

株式会社ホーク・ワン

代表取締役 菊池 健太

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

